宮崎県におけるまあじ、まいわし、さば類等に関するまき網漁業の資源管理協定

協定発効日 令和５年８月２２日
協定変更日 令和８年３月３１日
協定変更日 令和８年 10 月 16 日

（目的）

第１条　本協定は、まあじ、まいわし、さば類等のまき網漁業で漁獲される水産資源の管理に関して知事管理区分の漁獲可能量を超えないように漁獲可能量の管理を行うために効果的な資源管理の推進を目的として、本協定に参加している者（以下「参加者」という。）により、当該特定水産資源に関して自主的な資源管理の目標と定め、当該資源管理の目標の達成のために具体的な取組を行うことで、もって、当該特定水産資源の保存及び管理を図るものである。

（本協定の対象となる水域、水産資源の種類及び漁業の種類）

第２条　本協定の対象となる水域は、宮崎県知事が行うまき網漁業許可にかかる操業区域内及び大分入り会い海域とする。

２　本協定の対象となる水産資源の種類は、まき網漁業で漁獲される水産資源（以下「対象魚種」という。）とし、具体的には、まいわし太平洋系群、まあじ、まさば及びごまさば太平洋系群、しいらとする

３ 本協定の対象となる漁業の種類は、中型まき網、小型まき網、しいらまき網とする。

（資源管理の目標）

第３条　本協定における資源管理の目標は、次のとおりとする。

まあじ　　資源管理基本方針別紙２－５に定める目標
まいわし太平洋系群　資源管理基本方針別紙２－６に定める目標
まさば及びごまさば太平洋系群　資源管理基本方針別紙２－１５に定める目標
しいら太平洋中・南部海域　宮崎県資源管理方針別紙３－７に定める資源管理の方向性

（資源管理の目標の達成のための具体的な取組）

第４条　前条の資源管理の目標の達成のための具体的な取組は、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

一　操業可能期間のうち別添１のとおり休漁日を設けるものとする。

二　まき網漁業に配分された知事管理漁獲可能量の消化率が５割を超えた場合は、協定参加者の所属漁協経由により毎週１回、漁獲量の報告を行うものとする。さらに、消化率が７割を超えた場合は、毎日行うものとする。

三　まき網漁業に配分された知事管理漁獲可能量の９割に到達した場合､宮崎県旋網漁業組合は、漁獲可能量の未消化分を協定に参加し当該資源を漁獲する漁業者に配分し、参加者はその配分された数量を遵守することとする。

（取組の履行確認に関する事項）

第５条　前条の具体的な取組の着実な実施を担保するため、全ての参加者に対して、少なくとも年１回、前条の具体的な取組の履行確認を行うこととする。

２　全ての参加者は、前項の履行確認に協力するものとする。

３　第１項の履行確認は、宮崎県に設置された資源管理協議会において行うこととする。

４　第１項の履行確認においては、前条第１号の取組については客観的に履行確認可能な証拠を基に確認することとし、それ以外の取組については当該取組を確実に履行した旨を確認することと

する。

（漁獲量等の漁獲関連情報の報告）

第６条　全ての参加者は、法第 26 条又は第 30 条、第 58 条において読み替えて準用する第 52 条及び第 90 条の規定に基づき、漁獲量又は漁獲努力量、資源管理の状況、漁業生産の実績等の都道府県知事への報告に加えて、協定の実施のために必要とされる情報を積極的に都道府県、資源管理協議会に報告するものとする。

（取組の効果の検証に関する事項）

第７条　第５条の具体的な取組の対象魚種の保存及び管理に対する有効性を確認するため、本協定の有効期間の開始日から３年を経過した日から１年以内、前回の検証を行った日から１年以内及び本協定の有効期間の満了日から１年以内に、それぞれ、本協定の取組の効果の検証を行うこととする。

２　前項の規定にかかわらず、対象魚種の資源評価が行われた結果、資源管理基本方針及び宮崎県資源管理方針において当該特定水産資源又は知事管理区分に重大な変更があった場合には、当該変更があった日から１年以内に検証を行うこととする。

３　前２項の検証は、直近の資源評価の結果及び前条で報告された情報その他参考となる科学的知見に基づき、宮崎県に設置された資源管理協議会において行うこととする。

（協定に違反した場合の措置）

第８条　参加者による資源管理の目標の達成のための具体的な取組、当該具体的な取組の履行確認への協力その他の本協定及び本協定の規定に基づく要領、規約等の内容に対する違反の疑義が認められた場合には、当該違反の疑義の内容について宮崎県に設置された資源管理協議会に報告し、調査及び協議することとする。

２　前項の調査及び協議の結果、違反したことが明らかになり、かつ、その違反の程度が重大なものであった場合には、当該参加者の本協定の遵守が要件となる国及び宮崎県からの補助を受けることができないこととする。この場合において、当該補助を受けることができない期間は、違反をした年度とする。

（協定への参加及び協定からの脱退）

第９条　本協定成立後に参加しようとする者は、所属漁協を通じて宮崎県資源管理実践漁業者協議会（以下「実践協議会」という。）に対して、参加する旨の届出を行わせるものとする。この場合において、本協定への参加は、実践協議会が当該参加届を受理した時点で行われるものとする。

２　参加者の住所又は氏名若しくは名称に変更が生じたときは、当該参加者は、所属漁協を通じて実践協議会に対して、当該変更の内容の届出を行うものとする。

３ 参加者が本協定を脱退しようとする場合には、当該参加者は、所属漁協を通じて実践協に対して、当該協定からの脱退を届け出るものとする。この場合において、本協定からの脱退は、実践協議会が当該脱退届を受理した時点で行われるものとする。

（協定の有効期間）

第 10 条　本協定の有効期間は、協定締結の日から５年間（令和５年９月１日から令和 10 年８月 31 日まで）とする。

（あっせんすべきことを求める場合の手続き）

第 11 条 法第 126 条第１項の規定に基づき宮崎県知事にあっせんすべきことを求める議事は、参加者の３分の２以上の多数で決する。

（協定のその他手続き）

第 12 条　本協定を円滑に実施するために、必要なその他手続きは実践協議会を通じて行うものとす

る。

（その他）

第 13 条　本協定に定めのない事項については、参加者間で協議し、決定するものとする。

附 則

本協定は、令和５年９月１日から施行する。

附 則

本協定は、令和８年８月１日から施行する。

附 則

本協定は、令和８年 10 月 16 日から施行する。

（本協定の参加者）

別添参加者名簿のとおり

（以上）

（別添１）

まき網漁業の休漁日

漁業種類	休　漁　日
中型まき網　及び 小型まき網	年間６５日以上の休漁
しいらまき網	８月に５日以上の休漁